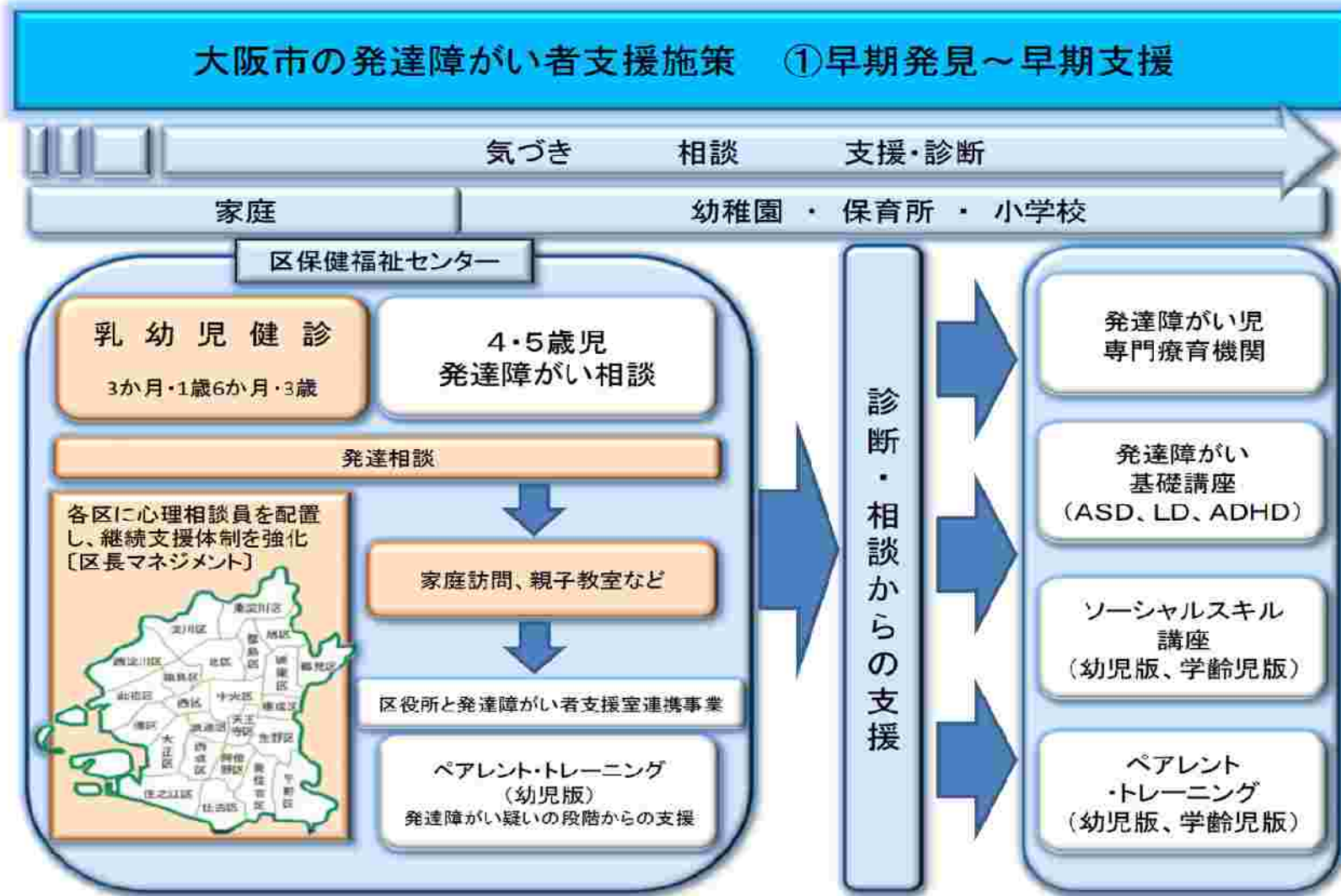


大阪市における乳幼児発達相談体制について



大阪市発達障がい者支援指針（平成 27 年 3 月）から

大阪市では、保健師による相談体制に加え、平成 25 年度から各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児期発達相談体制を強化している。心理相談員の配置により、家庭訪問や保育施設等関係機関との連携も行き、専門的見地から普段の児童の様子を把握し、発達状況を多面的情報から判断している。

(1) 乳幼児発達相談体制の強化

各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児の発達相談体制を強化するとともに、継続的な支援を実施する。

(乳幼児健康診査・発達相談における心理相談状況 (延べ人数))

	1 歳 6 か月 健診当日	3 歳児 健診当日	発達相談	合計
H28 年度	1,009	1,223	4,162	6,394

(平成 29 年 6 月末現在)

(2) 4・5 歳児発達障がい相談事業

保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で発達障がいの疑いのある 3 歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児を対象に、医師・心理相談員・保健師による診察、心理相談、個別指導を実施する。

(事業実績)

	実施 回数	延相 談数	相談契機						結果内訳				専門機関紹介 内訳	
			養育者 からの相談	通所施設 からの勧奨	3 歳児健診 のフォロー	発達相談 のフォロー	保健師に よる相談	その他	助言	専門機関 紹介	経過観察	その他	医療機関	こども相談 センター
H28 年度	274	555	237	131	54	67	22	44	32	377	101	45	346	31
													(62.3%)	(5.6%)

(平成 29 年 6 月末現在)